⑶　豚等の死体
⑷　敷料、飼料、排せつ物等
⑸　家畜飼養器具
5　制限の対象外
⑴　移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷
①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。
ア　当該農場について、第12の２の⑴の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。
イ　出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って３日以内に採材した検体がＰＣＲ検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。
②　豚等の移動時には、次の措置を講ずる。
ア　と畜をする当日に移動させる。
イ　移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
オ　車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。
カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ク　移動経過を記録する。
⑵　搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷
搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。
この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑶　制限区域外の豚等のと畜場への出荷
制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。
この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑷　制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。
②　移動時には、次の措置を講ずる。
ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。
イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。
カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
キ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ケ　移動経過を記録する。
③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
⑸　制限区域外の豚等の死体の処分のための移動
制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑷の③のアからウまでの措置を講ずる。
⑹　移動制限区域外の家畜等の通過
移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）
1　移動制限区域内の制限
都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
⑴　と畜場におけるとう畜
⑵　家畜市場等の豚等を集合させる催物
⑶　放牧
2　搬出制限区域内の制限
都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。
3　と畜場の再開
⑴　再開の要件
移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。
①　車両消毒設備が整備されていること。
②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
③　定期的に清掃・消毒をしていること。
④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
⑤　⑵の事項を遵守する体制が整備されていること。
⑵　再開後の遵守事項
再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。
①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。
③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
⑥　搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第11　消毒ポイントの設置（法第28条の２）
1　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。